平成３０年（フ）第６２号
山口県下関市山の田北町２番11―203号　県営住宅稗田団地
債務者　中上真奈美
1　決定年月日時　平成30年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成３０年（フ）第８９号
徳島県小松島市横須町11番130号（ファインウェーブ142）、旧住所徳島県小松島市横須町11番130号（ファインウェーブⅡ212号室）
債務者　鈴木　誠
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第９４号
徳島県徳島市金沢１丁目８番20―7202号　県営住宅
債務者　重髙　明周
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１０１号
徳島県小松島市間新田町字ヤケ木２番地の47（ＹＢハウスＡ105号）
債務者　宮本佐知子
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１０２号
徳島県阿南市那賀川町色ケ島塩ケ崎24番地11
債務者　五島　正敦
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１２４号
愛媛県松山市立花６丁目１番29号　第80杉フラット303号
債務者　堀邊　和美
1　決定年月日時　平成30年５月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１２９号
愛媛県松山市余戸中１丁目４番５号
債務者　永澤　功成
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１３２号
愛媛県伊予郡砥部町岩谷口552番地
債務者　渡部　晶治
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２９号
愛媛県今治市立花町３丁目５番45号　レガロ立花202号、前住所愛媛県今治市上徳乙72番地５
債務者　渡辺恵利香（旧姓越智）
1　決定年月日時　平成30年５月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
松山地方裁判所今治支部

平成３０年（フ）第１４号
高知県四万十市渡川２丁目２番36号　ハイコーポラス岡村207号室、旧住所高知県幡多郡黒潮町上川口603番地16
債務者　山﨑　正
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後４時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
高知地方裁判所中村支部

平成３０年（フ）第１５３号
大分県別府市新港町５番１号　シャインリゾート別府703号
債務者　吉村三枝子
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１２２号
宮崎市大塚台西１丁目39番地１　県営住宅206棟４号
債務者　清野　美雪
1　決定年月日時　平成30年５月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１２５号
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋97番地１　畑田コーポ７号室
債務者　大山　善士
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１５５号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯１丁目15番83―51号
債務者　北村　和人
1　決定年月日時　平成30年５月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第４８号
鹿児島県霧島市隼人町住吉403番地　コーポ恵美103号室
債務者　河野　公子
1　決定年月日時　平成30年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成３０年（フ）第２９号
長野県千曲市大字稲荷山544番地１　コーポミヤケ３号室
債務者　井戸田健二
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
長野地方裁判所上田支部